

議事日程

守口市門真市消防組合議会定例会

平成二十五年十二月二十五日（水）

午前十時開会

日程	事件番号	事 件 名	備 考
第一		会期について	
第二	報告第一号	専決処分の報告について	
第三	認定第一号	平成二十四年度守口市門真市消防組合会計歳入歳出決算の認定について	

平成二十五年十二月二十五日

守口市門真市消防組合議定会定例会會議録

守口市門真市消防組合議会定例会会議録

(守口市門真市消防組合消防本部会議室)

○ 出席議員(十五名)

○ 議事日程

平成二十五年十二月二十五日(水) 午前十時開会

日程第一 会期について

日程第二 報告第一号 専決処分の報告について

日程第三 認定第一号 平成二十四年度守口市門真市
消防組合会計歳入歳出決算の
認定について

一 番	岡 本	宗 城	議 員
二 番	大 倉	基 文	議 員
三 番	井 上	ま り 子	議 員
四 番	戸 田	久 和	議 員
五 番	吉 水	丈 晴	議 員
六 番	日 高	哲 生	議 員
七 番	亀 井	淳	議 員
八 番	福 西	寿 光	議 員
九 番	真 崎	求	議 員
十 番	松 本	満 義	議 員
十一 番	立 住	雅 彦	議 員
十二 番	和 仁	春 夫	議 員
十三 番	木 村	剛 久	議 員
十四 番	甲 斐	礼 子	議 員
十五 番	池 嶋	一 夫	議 員

○ 地方自治法第二百二十一条に基づく出席者

管理者	西端勝樹
消防長	児玉勝美
次長	稲田英之
守口消防署長	脇田和治
門真消防署長	四橋勝
総務課長	久野隆博
予防課長	日比敏夫
警備課長	熊本正雄
司令課長	片山英樹
特別救助隊長	好川和彦
会計管理者	奥野清一

○ 守口市・門真市防災担当部局出席者

守口市市民生活部長	神野浩一
守口市危機管理課長	西端義晶
門真市総務部長	森本訓史
門真市危機管理課長	石丸琢也

○ 議会事務局出席職員

総務課参事	益井治美
総務課参事	橋本浩司
総務課主幹	降幡博
総務課総務係長	福田義生
総務課総務係長	阪本利弘
総務課総務係	大橋頼寛

~~~~~

午前十時開会

○ **立住雅彦議長** 定刻でございますので、これより、組合議会定例会を開会いたします。開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日ここに組合議会定例会を開会いたしましたところ、議員各位には、公私何かと御多忙中にもかかわらず、御出席を賜りまして、深く敬意を表する次第でございます。また、平素は組合議会の運営につきまして、多大な御協力を賜り、厚く御礼申し上げますとともに、本日の案件はすべて重要なものとなっておりますので、慎重なる御審議のほどよろしくお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。

次に、西端管理者より御挨拶を受けることといたします。

○ **西端勝樹管理者** 議長

○ **立住雅彦議長** 西端管理者

○ **西端勝樹管理者** 開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日ここに組合議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、何かとお忙しい中にもかかわ

りませず、御出席を賜り厚く御礼を申し上げます。

また、平素から消防行政の推進につきまして、常に適切な御指導、御助言を賜り、心から感謝を申し上げる次第でございます。

さて、本定例会におきましては、専決処分の報告を初め、平成二十四年度会計歳入歳出決算の認定に関し、御審議をお願いするところであります。いずれも、重要かつ急を要するものでございますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

以上、誠に簡単ではございますが、開会の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○ **立住雅彦議長** それでは、これより会議を開きます。

書記から本日の欠席議員等の報告を受けます。

○ **益井治美総務課参事** 御報告申し上げます。

本日は十五名全員の御出席でございます。

以上、御報告を終わります。

○ **立住雅彦議長** 定足数は超えておりますので、会議は成立いたします。

この際本日の会議録署名議員を定めます。二番大倉議員、十四番甲斐議員にお願い申し上げます。

これより議事に入ります。日程に先立ち、御報告申し上げ

げます。

まず、行政視察の結果について、各視察議員から議長あて報告がなされており、かつ、お手元配付の印刷物のおおりに、これらの概略報告をいたしておりますので、これをもって視察結果の報告に代えさせていただきます。

次に、監査委員から、去る七月から十一月までに行われました「例月出納検査の結果について」文書をもって報告がなされております。

以上で報告事項を終わります。

これより日程に入ります。本日の日程は、お手元の議事日程のとおり、日程第一「会期について」から日程第三、認定第一号「平成二十四年度守口市門真市消防組合会計歳入歳出決算の認定について」までの計三件を付議すべきこととなっております。

それでは、日程第一「会期について」を議題といたします。お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日一日といたしたいと存じます。これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ **立住雅彦議長** 異議なしと認めます。よって、会期は本日一日と決定いたしました。

次に移ります。日程第二、報告第一号「専決処分の報告

について」を議題といたします。

○ **二番 大倉基文議員** 議長

○ **立住雅彦議長** 大倉議員

○ **二番 大倉基文議員** この際動議を提出いたします。

ただいま上程されました報告第一号及び以下上程される諸事件の朗読は、提出主文のみにとどめ、他は省略されることを望みます。

○ **立住雅彦議長** ただいま大倉議員から、報告第一号及び以下

上程される諸事件の朗読は、提出主文のみにとどめ、他は省略されたいとの動議が提出されました。よって、本動議を直ちに議題とし、お諮りいたします。本動議のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ **立住雅彦議長** 異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

それでは、書記をして議題を朗読させます。

○ **益井治美総務課参事** 報告第一号

専決処分の報告について

次の事件を地方自治法第七十九条第一項の規定により急施専決したので報告し、承認を求めらる。

平成二十五年十二月二十五日提出

守口市門真市消防組合 管理者 守口市長 西端 勝樹  
以上

○ 立住雅彦議長 提案理由の説明を求めます。

○ 久野隆博総務課長 議長

○ 立住雅彦議長 久野総務課長

○ 久野隆博総務課長 それでは、報告第一号「専決処分  
の報告について」の専決第一号「消防職員の給与の臨時特例  
に関する条例」及び専決第二号「消防職員の給与に  
関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例」に  
つきまして、条例の制定等の内容及び専決処分をいたし  
ました理由を御説明申し上げます。なお、この二つの条  
例は相関連しますことから、一括して御報告させていた  
だきます。

国にありましては、東日本大震災に対処する必要性など  
に鑑み、一層の歳出削減が不可欠であることから、平成二  
十四年四月から国家公務員の給与削減措置が講じられてい  
ます。このような中で、国はその削減措置を踏まえ、各地  
方公共団体に対しまして、国に準じた給与削減措置を講じ  
るよう要請してきました。

守口市では先般九月十九日に開催されました市議会にお  
いて、国に準じた内容で給与に関する条例が可決されまし

た。これを受け、当消防組合におきましては、この度の国  
の要請の趣旨及び構成両市の動向を勘案し、その要請に係  
る給与削減につきまして、種々慎重に検討を加えてまいり  
ました。その結果、消防職員の給与制度につきましては、  
従来から管理者の属する守口市に準じた内容で条例改正を  
してきたことから、同内容で条例改正をすることといたし  
ました。そのためには、基準日である本年十月一日までに  
条例を改正する必要がある、組合議会を開催するいとまが  
なかったため、専決処分とさせていたただいたものです。

それでは、まず専決第一号「消防職員の給与の臨時特例  
に関する条例」につきまして御説明申し上げます。恐れ入  
りですがお手元の付議事件報一・一から報一・五までを御  
参照賜りたいと存じます。

それでは、制定内容につきまして御説明申し上げます。

第一条は、本条例の趣旨を規定いたしております。

第二条は、本条例の施行日から九箇月間、職員の給与に  
関する特例について定めるものでございます。

給料月額につきましては、職務の級の区分に応じまして、  
七級以上の職員については九・七七％、三級から六級まで  
の職員については七・七七％、その他の職員については  
四・七七％を引き下げるものでございます。

各手当の額につきましては、管理職手当については十％を引下げ、地域手当については削減後の給料月額などにより算出するものでございます。

次に、期末、勤勉手当につきましては、平成二十五年十月に限り九・七七％を引下げ、勤務時間一時間当たりの給与額につきましては、職務の級の区分に応じた給料月額引下げに合わせ削減するものでございます。

第三条は、育児部分休業を取得した場合の職員の給与について、第四条は、介護休暇を取得した場合の職員の給与について、本条例を基準とする読替規定をそれぞれ設けるものでございます。

第五条は、減額の算定に当たり一円未満の端数が生じたときは、切捨てを行うものでございます。

第六条は、委任に関する規定でございます。

最後に附則でございますが、本条例の施行日を平成二十五年十月一日とするものでございます。

続きまして、専決第二号「消防職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例」につきまして、御説明申し上げます。恐れ入りますがお手元の付議事件報一・六から報一・七及び付議事件参考資料、報一・一を御参照賜りたいと存じます。

それでは、改正内容につきまして御説明申し上げます。

地域手当の支給割合につきましては、当分の間、十二％とする附則第八項の規定を削除し、消防職員の給与に関する条例第十二条の二第二項に規定いたしております十五％を適用しようとするものでございます。

附則でございますが、本条例の施行日を平成二十五年十月一日とするものでございます。

以上、誠に簡単な説明でございますが、報告第一号の専決処分報告とさせていただきます。

○ 立住雅彦議長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○ 立住雅彦議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

これより討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○ 立住雅彦議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより、報告第一号を採決いたします。本件を承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 立住雅彦議長 異議なしと認めます。よって、本件は承認されました。

次に移ります。日程第三、認定第一号「平成二十四年度守口市門真市消防組合会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

それでは、書記をして議題を朗読させます。

○ 益井治美総務課参事 認定第一号

平成二十四年度守口市門真市消防組合会計歳入歳出決算の認定について

平成二十四年度守口市門真市消防組合会計歳入歳出決算を、地方自治法第二百九十二条において準用する同法第二百三十三条第三項の規定により議会の認定に付する。

平成二十五年十二月二十五日提出

守口市門真市消防組合 管理者 守口市長 西端 勝樹  
以上

○ 立住雅彦議長 提案理由の説明を求めます。

○ 久野隆博総務課長 議長

○ 立住雅彦議長 久野総務課長

○ 久野隆博総務課長 それでは、認定第一号、平成二十四年度守口市門真市消防組合会計歳入歳出決算について御説明申し上げます。恐れ入りますが、お手元の付議事件参考資料、認

一、一、認定第一号関係参考資料をお開きいただきたいと存じます。

まず、歳入でございますが、歳入総額は四十一億九千三百三十八万二千五百円で、前年度と比較しますと三・二%の増となっております。

また、歳入の八十八・二%を占めます分担金につきましては、前年度と比較いたしましたして一・六%の減となり、両市の分担比率につきましては、守口市が五十三・三%、門真市が四十六・七%でございます。

次に、歳出でございますが、歳出総額は四十一億六千八百九十五万五千四百一円で、前年度と比較いたしましたして、三・六%の増でございます。

歳出におきます経費の分析でございますが、人件費が七十九・三%、物件費が四・三%、投資的経費が十三・三%、その他の経費が三・一%といった構成比率となっております。

歳出の大部分を占めております人件費につきましては、三十三億七百七十九万九千二百二十三円となっており、前年度比一億四千六百三十四万六千九百十四円、率にいたしまして四・二%減少いたしております。減少した主な要因といたしましては、「消防職員の給与に関する条例の一部を

改正する条例」が施行されたことにより、給料の一般職給及び職員手当等が減少したことによるものでございます。

それでは、事項別明細書によりまして、歳出から御説明申し上げます。恐れ入りますが、お手元の決算書、二十一ページをお開きいただきたく存じます。

一款議会費及び二款総務費につきましては、特段申し上げることはございません。

次に、二十四ページの三款消防費につきましては、四十九億九千七百十四万九千九百七十七円で、執行率が九十九・四％となっております。

続きまして、二十五ページ、九節旅費のうち、研修旅費につきましては、消防大学校を初め、各種専門教育機関に入校させております研修派遣に要しました費用でございます。

次に、二十六ページ、十一節需用費九千九百十四万八千七百三十六円のうち、消耗品費につきましては、個人防火装備百八十着を初め、職員貸与被服、消耗資器材等の購入費でございます。また、修繕料につきましては、梯子車のオーバーホールを初め、消防車両、消防機械器具並びに指令システム関係の修繕及び物品の取替え等に要しました費用でございます。

十四節使用料及び賃借料のうち、使用料は、一一九番回線及び発信地表示システムの使用料が主なものでございます。土地家屋賃借料につきましては、守口本署及び上野口、葺島両出張所の土地の賃借料でございます。

続きまして、二十七ページ、十五節工事請負費は、消防本部の水難訓練場補修工事及び屋外訓練場側溝改修工事並びに門真本署の屋上防水改修工事に要しました費用でございます。

十八節の備品購入費のうち、事業用器具費につきましては、消防用ホースを初め、各種警防、救急資機材の購入費でございます。

十九節負担金、補助及び交付金のうち、研修負担金につきましては、先ほど研修旅費でも申し上げましたとおり、消防大学校及び各種専門教育機関での研修に要した費用でございます。

続きまして、二十八ページ、二目消防施設費の十三節委託料は、高機能消防指令センター及び消防救急デジタル無線設備実施設計業務並びに大阪府防災行政無線端末移設に伴う機器調整作業を委託したものでございます。

十五節工事請負費は、庭窪大久保統合庁舎建設工事、消防本部の耐震補強改修工事、守口本署の屋内階段内装改修

工事、門真本署の事務所等内装改修工事などに要しました費用でございます。

十八節備品購入費は、三郷出張所及び千石出張所配備の小型水槽付消防ポンプ自動車、守口本署配備の指揮広報車、門真本署配備の化学車及び高規格救急自動車の計五台に要しました自動車等購入費用でございます。

引き続きまして、歳入につきまして御説明申し上げます。恐れ入りますが、十五ページにお戻りいただきたいと存じます。

一款分担金及び負担金は、三十七億四十五万円が調定、収入されております。守口市分担金が十九億七千七百七十八万四千円、門真市分担金が十七億二千八百六十六万六千円となっております。

次に、十六ページ、三款国庫支出金でございますが、消防本部の耐震補強改修工事に伴います交付金でございます。四款府支出金でございますが、府立消防学校教官派遣に伴います府負担金及び大阪航空消防運営費負担金に対します府補助金でございます。

続きまして、十七ページ、五款財産収入でございますが、特殊車両整備積立基金利子及び廃車売却収入でございます。六款繰入金でございますが、梯子車の保全整備に係る経

費の一部に充てるため、特殊車両整備積立基金から五百万円を繰り入れたものでございます。

次に、十八ページ、九款組合債でございますが、先ほど歳出で申し上げました、庭窪大久保統合庁舎建設工事、消防本部の耐震補強改修工事並びに小型水槽付消防ポンプ自動車、化学車、高規格救急自動車及び指揮広報車の購入に對しまして、四億二千六十万円を借り入れたものでございます。

以上の歳入合計四十一億九千三百三十八万二千五百円から歳出合計四十一億六千八百九十五万五千四百一円を差引きました、二千四百四十二万六千七百四円を平成二十五年  
度へ繰り越したものでございます。

以上、誠に雑駁な説明ではございますが、よろしく御審議の上、御認定賜りますようお願い申し上げます。

○ 立住雅彦議長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

○ 七番 亀井淳議員 議長  
立住雅彦議長 亀井議員

○ 七番 亀井淳議員 今年の十月十一日に福岡市内の病院で火災事故が発生して、十名の方がお亡くなりになるとい痛ましい火災事故があったんですけれども、その中で高齢者の上

に防災体制の不備があったというふうなことが指摘されていたわけだったんですけれども、門真、守口管内のそういう病院とか高齢者の施設のスプリンクラーの設置状況、また、防火扉、夜間の体制などについてですね、把握の方はされているのかどうかお聞かせください。

○ 日比敏夫予防課長 議長

○ 立住雅彦議長 理事者答弁、日比予防課長

○ 日比敏夫予防課長 亀井議員の質問に対してお答えいたします。

現在、高齢者施設を含む福祉施設等で対象物数は、百四対象物でございます。このうち、消防法においてスプリンクラー設備が設置されている対象物は四十六対象物で、任意でスプリンクラー設備の設置がされている対象物は十一対象物でございます。

また、病院を含む有床診療所等は二十三対象物でございます。このうち、消防法においてスプリンクラー設備が設置されている対象物は十三対象物でございます。

なお、防火扉につきましては、火災予防上の観点から避難施設の管理等について規定され、立入検査等において物品等の除去等の指導は行っていますが、構造に関する規定はございません。

また、夜間の体制につきましては、消防法上規定がないので把握できておりません。以上です。

○ 七番 亀井淳議員 議長

○ 立住雅彦議長 亀井議員

○ 七番 亀井淳議員 介護施設とか病院等についての消防計画の作成状況についてはどうなんでしょうか。

○ 日比敏夫予防課長 議長

○ 立住雅彦議長 日比予防課長

○ 日比敏夫予防課長 消防計画の作成状況についてお答えいたします。

現在、消防法において消防計画の作成が必要な介護施設を含む社会福祉施設等の対象物数は八十二施設で、消防計画作成施設は七十二施設で、消防計画作成率は八十七・八%でございます。

また、病院につきましては三十五施設で、消防計画作成施設は三十三施設で、消防計画作成率は九十四・三%でございます。

なお、消防計画未作成施設に対しましては、継続して指導しております。以上です。

○ 七番 亀井淳議員 議長

○ 立住雅彦議長 亀井議員

○ 七番 亀井淳議員 十月の十八日に総務省の消防庁のところで、有床診療所火災対策検討部会というのが発足されているんですけども、今の答弁でもありましたけれども、例えば、建物の関係は国交省の建築基準法の関係とか、それから夜間の体制というのは厚労省の関係ですね。

様々な施設の、そういう点では、縦割りではなかなかスムーズに対応できない等の問題もあると思うんですが、是非それについての改善についてですね、防火体制の強化を図るために、お考えありましたらお聞かせください。

○ 日比敏夫予防課長 議長

○ 立住雅彦議長 日比予防課長

○ 日比敏夫予防課長 有床診療所火災対策検討部会への防火管理体制の強化につきましては、機会をとらまえて要望していきます。以上です。

○ 七番 亀井淳議員 ありがとうございます。

○ 立住雅彦議長 他に質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○ 立住雅彦議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を最終いたします。

これより討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○ 立住雅彦議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより、認定第一号を採決いたします。本案を原案のとおり認定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 立住雅彦議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

これより、一般質問に入ります。

通告のございました戸田副議長から質問を受けることといたします。

○ 戸田久和副議長 議長

○ 立住雅彦議長 戸田副議長

○ 戸田久和副議長 二項目について質問をします。一項目目はですね、今年アダルト動画出演で処分された二人の消防士についてです。質問をQの一から五までまとめて言いますんで、まとめてお答えください。

まずQの一、この事件が発覚したいきさつ、そして、停職六箇月という重い処分をした理由、再発防止策などについて述べてください。

クエスチョンの二番目、二人はもうすぐ停職満四箇月となり、三月から復職するはずですが、停職期間中は

面談指導とか反省文の提出とかあるのか。

クエスチョン三、重い処分になった理由の一つは、「個別面談で問い質しても嘘をついていたため」と消防当局から聞きましたけれども、今のネット情報の時代、常識的に考えれば個人特定がされて、もうばれて、嘘がすぐにでもばれるような感じが絶対確実だと。であるのになぜこういう嘘をついたのかと、消防当局としてはどういう分析をしているのか。例えば、二人が常識を欠いていたせいなのかあるいは、消防当局には分からないはずだと当局をなめていたのか。自己保身の気持ちが強すぎたのか。あるいは、動画出演について、本音の部分で大した問題ではないと考えていたせいなのか。六項目以外この三項目でまとめてお答えをお願いします。

○ 久野隆博総務課長 議長

○ 立住雅彦議長 久野総務課長

○ 久野隆博総務課長 まず、Q一番目ですね、いきさつ等のことでございますが、構成両市へ送られてきた匿名メールを受け、本消防組合で調査した結果、判明いたしました。処分につきましては、地方公務員法第三十三条及び第三十八条に抵触するもので、他市で同様の事件が発覚し、職員に問い質した時点で報告はなく、匿名メールに

よる再調査で発覚したこと、聴取内容に虚偽があったこと、また、他市の処分状況など総合的に勘案した結果、停職六箇月の処分となりました。

また、今回事案が発生した大きな要因が、公務員倫理の欠如であるので、聴講のみではなく、グループ討議、効果測定を含めた研修を実施し、公務員倫理についてより理解を深め、再発防止に努めております。

Q二番目、停職期間中は面談指導等、反省文提出等あるかということですが、必要と認識しており、定期的に電話で行動報告を受けるとともに、月に一度本人と面談し、心境など把握しております。また、反省文につきましては、懲戒処分後に提出をさせております。

Q三番目、重い処分になった理由と言いますか、常識、二人が常識を欠いていたせいか以下ですけれども、本人たちは、最初は断っていることから、問題意識があったと思われまます。また、いつ発覚するかびくびくしていたのとこととであり、大した問題ではないや消防には分からない、なめていたというものではなく、自己保身によるものと思われまます。以上です。

○ 戸田久和副議長 議長

○ 立住雅彦議長 戸田副議長

○ 戸田久和副議長 分かりました。四條畷の消防士が発覚して、そして、ネットでのいろいろな通報とか騒ぎがあったのこともなんですけどね。

このクエスチョン四の方なんですけど、私はこの二人の消防士が仲間の信頼を裏切ってしまったことへの十分な反省の上で復職して、立派な消防士として、やがては消防幹部の一員として育って行ってほしいと願っていますけれども、処分明けにきちんと復職することについては大丈夫なのか。今のところの当局の感触をお聞かせください。

それからまた、過ちを犯すなという研修はもちろん大事なんですけれども、同時に過ちを犯してしまったら、率直に過ちを認めて正直に報告する。そういうことの研修も大事だし、また、部下に正直に報告させるための尋問する側の幹部の研修も大事だと思います。

この八月三十日処分後、新たな研修は行われていますでしょうか。また、もしくはこれまでの研修のあり方の改善や新たな形の研修の検討はなされてますでしょうか。かなり難しい問題だろうと思いますね。聞くところによると、本人が非常に真顔で私は絶対にやっついていないということは何度も言ったと、そこまで言われたら信用する、ひよつとしたら他人の空似という可能性、ガセ情報というこれは十

分に可能性があるわけですから、監督側として非常に判断が難しい事案だったと思うんですけれども、それを踏まえて答弁をよろしくお願いします。

○ 久野隆博総務課長 議長

○ 立住雅彦議長 久野総務課長

○ 久野隆博総務課長 Qの四、処分明けにきちんと復職することについては大丈夫かということですが、本人たちは、復職に向けて反省の日々を過ごしております。

また、復職後の配置等については、毎日勤務も含めまして現在検討しております。

Qの五番目、新たな研修が行われたか、改善や新たな形の研修の検討はなされたかということですが、先ほども申し上げましたとおり、職員に対し、聴講のみではなく、グループ討議、効果測定も含めた新たな形で公務員倫理についての研修を実施いたしました。また、今後も継続して実施し、公務員倫理の確立と服務規律の確保に努めてまいりたいと思っております。

また、研修という形ではございませんが、幹部会議等を通じて、報告の受けやすい風通しの良い職場環境づくりについて話し合っており、その意識は共有できていると考えております。以上です。

○ 戸田久和副議長 議長

○ 立住雅彦議長 戸田副議長

○ 戸田久和副議長 今の項目については、これでお仕舞にします。先ほど最初に六項目と言いましたが間違いで五項目です。

次に項目の第二番目、消防組合における天下りや供応接待の規定についてをお聞きします。先般、毎日新聞等で大きく報道されたように、門真市で地元の企業に対して、それを所管する都市建設部の元部長が、退職後三箇月で天下りをしていたということを大きく報道され、またその後の私の調査で、これ十二月議会で取り上げましたけれども、その会社が実質運営する研修旅行、毎年の研修旅行で豪華ホテルに泊まって、しかも公務としての務めの視察は全くせずに観光して、いろんな盛大な宴会をしているところということが分かって、今問題になっているところでもあります。この事件は、たぶん追加報道されると思いますけれども、消防組合についてどうなのか。

昨年の防火服の談合疑惑に当たって、そういう消防と業者の関係は大丈夫なのかという疑問も持たれたわけでありまして、この際お聞きしときます。

二つのことを一緒に聞きます。

まずは、天下りということについて、クエスチョン一ですね、その天下りについて、その定義、法律、消防組合の規定などを紹介してください。

次に、消防業務遂行の立場から見た場合の天下りの弊害についてお答えください。

次に、天下り禁止若しくは抑制の規則を制定すべきではないかと思いますがどう考えますか、見解を述べてください。

クエスチョン二として、供応接待についての定義や法律、消防組合の規定などを述べてください。また、違反した場合の処分のことなどについても説明してください。

○ 久野隆博総務課長 議長

○ 立住雅彦議長 久野総務課長

○ 久野隆博総務課長 まず、天下りの定義ですけれども、国においては、予算や権限を背景とした押しつけ的な再就職のあっせん等のことをいわゆる天下りという見解が出されております。

二つ目、消防業務遂行の立場から見た弊害ですが、天下りの弊害につきましては、全体の奉仕者であるべき公務員の公平公正な業務執行に支障をきたすおそれがあると考えられます。

三番、天下りの規制、禁止か抑制の規則制定について、どう考えるかということですが、本消防組合では再就職に関する規制の指針がなく、国家公務員法で規制しております考え方を基に対応していかなければならず、市民に疑念を生じさせることのないよう地方公務員法の改正及び構成両市の動向等を踏まえ、注視してまいりたいと考えております。

続きまして、供応接待の定義、違反した場合の処分等ですが、国家公務員倫理法に準じ、酒食を提供してもてなすことと客をもてなすことの両方を包括し、供応は単なる飲食物の提供ではなく、一定の席を設けて飲食物を提供する行為を言い、接待は他人をもてなすことを目的として行われる行為全般が該当すると考えます。

また、案件の特定の有無にかかわらず、利害関係者から供応接待を受けた場合は、指針の公務員倫理違反に該当する可能性があります。

本組合職員の公務員倫理違反につきましては、構成両市の懲戒処分等の指針を参考に、個々具体の事例に応じ慎重に検討していくことと考えております。

また、職務上の禁止事項といたしまして、守口市門真市消防組合消防職員服務規程第十七条第一号において「職務

に支障を及ぼすと認められる贈与及びもてなし等を受け又は求めること。」と規定されており、職員へはそれを遵守するよう指導しつつ、市民の誤解を招くことのないよう、利害関係者との会食等は厳に慎むよう職員への注意喚起も行ってまいります。以上でございます。

○ 戸田久和副議長 議長

○ 立住雅彦議長 戸田副議長

○ 戸田久和副議長 今の答弁で一つ指摘をしておきますが、守口市門真消防組合の服務規程第十七条第一号のところ、「職務に支障を及ぼすと認められる贈与及びもてなし等」とありますけども、これはかなりあいまいな規定だと。それから職務に支障を及ぼすと認められるとはどういうことか。あるいは、直接に支障は及ぼさないけれども、全般的に、通常的にいつもやってたということになれば、かえって怪しいということもありますので、こういうことも深めて、改善なりの検討をお願いしたいと思います。

それと最後に、この件ではなくて、決算のところで言い忘れたんですけども、決算の書類ですね。これは今年はもう十二月になってから配布されましたけれども、去年は確か十一月に配布されているわけで、それは二千十

一年に私が市のあれと同じような、せめて十二月議会の前の十一月くらいには、十一月くらいに配布しておいてほしいと。こういう要望があつて去年はそうされたんですけど、今年はまた何かの用事で遅れてしまったということ、来年度の方は十一月くらいに議員に配布をしておいてもらうよう、これは強く要望して私の答弁を終わります。

○ **立住雅彦議長** 最後の件につきましては、要望として受け賜つておきます。あと理事者に対しまして第十七条第一号があいまいな規定であると、要検討ということをこれは答弁を求めますか。よろしいですか。

○ **戸田久和副議長** 指摘というか要望で。

○ **立住雅彦議長** 要望で。それも要望としておきます。これをもって、一般質問を終了いたします。

以上をもちまして、本定例会に付議されました事件は、すべて議了いたしました。それでは、閉会に際し、西端管理者から御挨拶を受けることといたします。

○ **西端勝樹管理者** 議長

○ **立住雅彦議長** 西端管理者

○ **西端勝樹管理者** 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し

上げます。

本日、議員各位におかれましては何かとお忙しい中、御出席を賜り、終始慎重に御審議の上、提出いたしました案件を速やかに御決定賜り、誠にありがとうございます。今後、突発的な案件が生じない限り、本定例会をもつて納めの議会と相成ります。

本年も残すところあとわずかとなりましたが、この一年間、議員各位より賜りました御意見等につきましては、今後の消防行政に反映させていただき、更なる努力を重ねてまいる所存でございます。

これから、ますます寒さは厳しくなりますが、議員各位におかれましては、くれぐれも御自愛なされまして、御家族共々良き新年をお迎えになられますことを、心からお祈り申し上げ、終わりに、今後ともより一層の御指導、御鞭撻を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。誠に簡単ではございますが、閉会の御挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございます。

○ **立住雅彦議長** 続きまして、閉会に当たり、私からも御挨拶を申し上げます。

本定例会におきましては、終始慎重なる御審議を賜り、滞りなく、全日程を終わらせていただき、誠にありがとうございます。

